

## 徳山領下松浦における鰯網代の動向

小 山 良 昌

### はじめに

鰯はその成長につれて呼称が替わるいわゆる出世魚で、防長地方では、その姿形から海の鯉すなわち、いそこい（磯鯉）とも称していた。また、海上での跳躍性に秀れているところから、その成魚前体長二、三〇センチのものを「鱗」と書いて「イナ」と称していた。しかも、他の魚と異なつて感覚が鋭敏で、少しの物音にも驚いて散々となつてしまい、従つて藩政初期の原始的な魚網では、たとえこれを包围し網中へ追込んだとしても、大半のものは散失してしまうと云われていた。

鰯の習性として、旧十一月頃より翌年二月までは島々浦々の深みに群集して溜り居り（「付魚」、「付鰯」と称す）旧三月に入ると浦々の磯伝いに移動を開始した。その移動鰯をめぐって鮪漁は展開された。この鰯の「付鰯」が発見

されると網元から直ちに「番船」が遣され、網代の妨害者が来ないよう四六時中監視した。投網など使って僅かの鰯を獲り、大群の「付鰯」を四散させてしまう者が居たからである。一度四散してしまって、この鰯が再び群集することはないと云われた。<sup>(1)</sup>そこで、鰯の移動開始まで操漁を待ち、移動が始まると操漁を開始した。

江戸時代の鰯専用網として防長両国では敷網・立網・打張網（追込網）が使用された。このほか、ねり網・投網・くり網などが使用されているが、必ずしも鰯専用ではなかった。前者三網は、他の諸漁すなわち鯛網・鰐網・くり網などが「小網」と称されて比較的小規模經營であったのに對して鰯魚同様「大網」と称され、一網に要する漁船は二三十艘から四五十艘、漁師も四五十人以上にのぼつた<sup>(2)</sup>。そして、この大網・小網の関係は、漁場において小網は大網の操漁を妨害しない慣例となっていた。

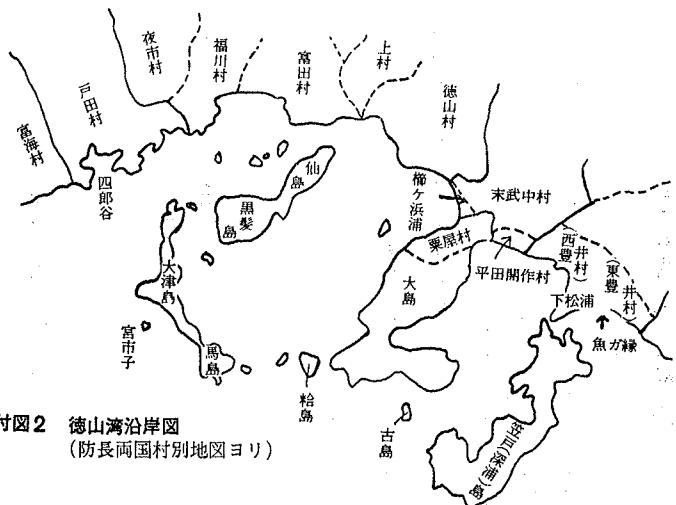
鰯の移動期が近づくと、網元は島の小高い力所に定固屋を造り、番人を置いて鰯の移動を監視した。いざ網の移動が始まると、監視人は移動に従つて漁船を配置し、網を敷

かせて待受け、鰯が網上にさしかかった際、番人の合図によつて網を引上げて鰯を獲つた。この定固屋を鰯見固屋と称した。

（付図1 参照）

下松浦は徳山藩領東端に位置し、浦の地先の萩藩領深浦島（笠戸島）および西方の徳山藩領相島（大島）沿岸をその主漁場としていた。（付図2 参照）周防國東部の萩藩領では、室積・上関・室津・久賀・上ノ庄（安下庄）の五浦を「五ヶ浦」と称していた。これらは共に本浦・御立浦とも呼ばれ、藩府公認の浦であつて、藩政初期段階ではすでにその地方の中心的な漁浦として確立していた。この五ヶ浦に対して徳山藩領下松浦は福川浦と共に本浦とされ、五ヶ浦とは対等の立場にあつた<sup>(3)</sup>。これら本浦間は基本的には相互に諸漁入相とされ、下松浦・福川浦の漁場は共に東は屋代島、上関、室積から西は三田尻沖までの間と定められており、一方室積・上関漁師も徳山領内において操漁を行い、互いに入相を容認していた。ところが、鰯漁については大網である、付魚となり漁期が定まるなど確定的因素が強いことなどから入相は行われず、おのずとその網代は定つていた。しかし、萩・徳山両藩間の力関係、浦と浦、網元

徳山領下松浦における鰯網代の動向（小山）



付図2 徳山湾沿岸図  
(防長両国村別地図ヨリ)

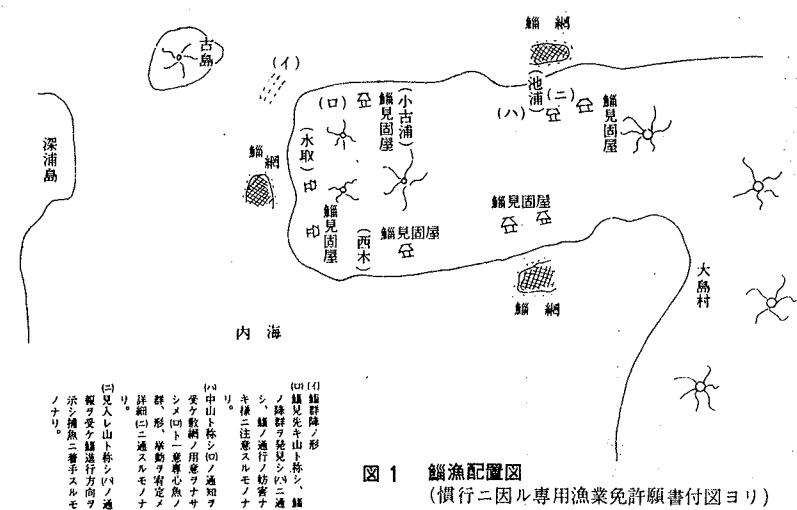


図1 鰯漁配置図  
(慣行ニ因ル専用漁業免許願書付図ヨリ)

と網子の関係などにより必ずしも確定したものではなかつた。

本稿では、下松市住小島彰氏所蔵の史料をもとに、近世下松浦の鰯網代の動向について追求してみる。なお、所蔵史料の閲覧を許された小島彰氏および閲覧に際して色々とご配慮いただいた徳山市住田村重男氏御夫妻には誌面をかりて厚くお礼を申し上げたい。

注①明治十五年「水産慣例原稿」六連島の部 山口県文書館  
蔵

②元禄六年頃「覚」 小島家文書（以下所蔵文書のうち、  
所蔵先無記入分は小島家文書を示す）

③享保八年「覚」

④「防長地下上申」久賀村の部

⑤仮題「近浦海上漁業慣行」

### 一 藩政初期の下松浦鰯漁

藩政初期の下松浦は近隣の室積・上関・室津各浦同様鰯網を二帳擁していた。<sup>①</sup>しかし、網の不備によるものか、近隣各浦では鰯漁が行なわれていたにもかかわらず、下松浦では元和年中頃までは操漁は中止されていた。

ところで、毛利輝元の次男就隆は、元和三年（一六一七）都濃郡のうち三万石の地を分知されて支藩（徳山藩）を創設した。最初、下松の地に館邸を構えることとし、寛永八年（一六三一）には邸竣工のはこびとなり、同十五年には就隆は初めて下松館邸へ入った。そして、慶安三年（一六五〇）邸を野上の地（徳山旧名）に移すまで下松において政務を執つた。

小島家文書によると、小島家祖小嶋惣兵衛は寛永二十年（一六四三）下松浦諸問屋株御免の奉書を受け、藩の御用商人的性格を有した。奉書は当時の徳山藩当職遠藤丹後、杉山三郎左衛門、桂民部連署奉書で、藩の小嶋惣兵衛への期待の

大きさが窺える。従つて、徳山藩草創期の元和の頃には、惣兵衛は既に相当の経済的実力を蓄えていたものと思われる。その経済力をもつて、下松浦鰯網の仕立てを決意し、下松浦年寄に相談した。年寄の回答は、下松浦には鰯網はすでに二帳有るが、操漁を行つても鰯の漁獲が少ないとから現在操漁を中止している、と鰯網の仕立てには批判的であった。しかし、鰯漁には確信があつたものか、元和末年頃には惣兵衛は鰯網を一帳仕立てて試漁を行うこととし、一網に必要な漁人六十人のうち三十人を惣兵衛雇人のうちから、残り三十人を地下漁人より募集して調えた。<sup>②</sup>

元和六年（一六二〇）八月廿八日付文書によると

弁財天社建立并ニ地所四畝余共願之通り……可下ヶ遣：

として小嶋惣兵衛が下松浦の地に弁財天社を建立することを藩が許可をしている。その建立の理由として「下松浦漁獵為繁榮」としている。経済人としての惣兵衛が多角經營の一環として鰯漁に注目し、操漁開始に先立ち弁財天社の建立許可を藩に求めたものと推定される。なお、延宝六年（一六七八）小嶋家が下松浦において鰯漁の独占操漁を行つている最中、弁財天社付近に五尺四方のえびす堂建立許可願状を差出し、許されている。その建立の理由は親惣兵衛鰯網為立願<sup>③</sup>であった。この発想はすでに元和六年弁財天社建立に際して実行されたものであつた。ちなみに、この弁財天社・えびす堂建立地の東洲崎は、就隆の下松居館時代水軍の御船藏が設けられていた所であつた。

惣兵衛の鰯網仕立てに刺激され、浦では他にもう一網の鰯網が仕立てられ、網代など等分にして操漁された。しかし、漁獲は思わしくなく、脱落する漁人が続出した。他の鰯網の網村君も手を引き、遂に惣兵衛単独で漁人達へ賃金・飯米等を支払い、鰯漁經營を続けた。当職熊谷将監時代にも再び鰯漁仕立許可願が奉行所へ差出された。しかし、この願書は小嶋家へ対する遠慮のためか却下され、統いて差出された二年目にやつと許可が与えられた。但し、古網二帳には優先権が与えられ、一ヶ月間の操漁日数は古網二十四日（各十二日宛）、新網六日と定められた。とこ

らが鰯漁の方は相変らず不漁が続き、惣兵衛網のみ細々と操漁を続け、他二網は操漁中止へ追込まれてしまった。<sup>①</sup>

注①寛文九年「御尋ニ付て申上事」

②延宝六年「御理申上候事」

③寛永二十年「ケ条ニテ申渡事」

## 二 打帳網鰯漁の開始と領内鰯網代独占権の確立

徳山毛利家の下松居館時代は十年たらず、慶安三年（一六五〇）には野上館邸へ移ってしまった。下松の地で諸商問屋として、御用商人として実力を有した惣兵衛にとって、城下町としての性格が日々に薄れる下松に留る限り、経済力の低下は自明の事実であった。そこで、惣兵衛は以前から手がけている鰯漁に専念することで活路を開こうとしたようである。当時、国内で最も漁業が盛んであった紀伊国岩佐浦<sup>①</sup>で使用されていた鰯の改良網は、漁獲量が大変良好であると聞き、岩佐の網大工八名を雇つて改良鰯網の仕立てを計画した。仕立てには相当の経費が必要なことから、領内鰯網元へも共同出資で網の仕立てに参加するよう呼びかけた。ところが、領内網元の反応は鈍く、改良網の実績を見たうえで、好調ならば見習つて仕立てたいとし、共同出資者は皆無であった。止むを得ず、惣兵衛は単獨でこの計画を実施することとなつた。新規鰯網の仕立ては惣兵衛の「賭」でもあつた。惣兵衛と網元達の応答について、延宝七年（一六七九）の文書は

たとへこの網にて東西に蔵を御立候とも望々不存候、左様成網にて鰯被取申モノニテ無之

後年勝手ニ相成候時、此網ノ手立テ見習取立可申ト被申候ても御領分一同ニ取立させ不申

と網元達が述べ

と惣兵衛は云い切つた。網元達にとつては、素人の網主に何がわかるかとの気持があり、一方、惣兵衛にしてみれば、改良網で漁獲量が増すものなら積極的に導入すべきだ、旧態依然の漁法では浦の発展はないとの気持があり、両者間は相互不信の感情的応

答となつたようである。

慶安三年（一六五〇）小嶋惣兵衛が岩佐から網大工八名を招いて改良網を仕立てるに要した経費は、初操漁費も含めて次のとおりであった。<sup>④</sup>

一銀壹貫五百目 但シ網仕立申諸人目の事

一ヶ壹貫四拾武匁六分四厘 但シ紀州ヨリ網大工雇申人数八人之貲銀、壹人月別拾七匁宛ニシテ八月十日ヨリ来年三月中迄

一ヶ壹貫九百三拾武匁 但シ網子貳拾三人之貲銀、九月ヨリ来年三月迄、壹人月別拾武匁宛ニシテ

一ヶ參百八拾五匁 但シ船拾壹艘ノ貲銀、壹艘ニ付月別五匁宛

一ヶ壹貫八百九拾目六分七厘 但米五拾六石七斗貳升ノ代銀、拾匁ニ付テ三斗宛ニテ網衆三拾壹人之飯米、壹人月別八合宛ノ勘合

ヲ以テ來年三月迄

以上、六貫七百五拾目三分壹厘

領内網元達との感情的対立が依然として残つていたのか、惣兵衛は、改良網の安易な横放は惣兵衛の不利益のみならず、下松浦、藩府の不利益になるものだとして、今後改良網を仕立てる網元には、(1)岩佐網大工八人分の貲銀壹貫四拾武匁余と、(2)さらにその利足を加味したものを出銀させることを条件として許可するよう町奉行所へ訴え、承認二年（一六五二）藩当職杉山三郎左衛門・山下数馬の認可を得ている。両当職より奥書を受けるに際して、漁事には素人の惣兵衛が鰯漁へ専念することを危懼した杉山三郎左衛門は

其方儀ハ猶ノ事無案内之儀ニ候聞只今る止め候へ  
と思い止まるよう諫めている。しかし、この鰯網の仕立てに要した費用も六貫目余りになり、今更手を引くこともならず操漁開始に踏み切つたものと思われる。

この改良網は打張網（追込網）と称する敷網の一種で、從来の鰯網に比べ漁獲量が著しく増加した。以後、惣兵衛の鰯網は順調に発展したようである。

その打張網の優秀さに着目し、その仕立てを試みようとしたのは外ならぬ下松浦地下商人達であった。寛文九年（一六九）の文書<sup>①</sup>によると、小嶋家同様城下町下松の商人であつた彼等が、領主邸の移転により年に寂れる一方の下松において、窮状の打開を鰯漁に求め、地下人七八十人連署のうえ共同で打張網の新規仕立願を差出したものであった。彼等の願書の理由は

(1) 鰯打張網の小嶋家独占は公儀のためにも、浦のためにもならない。網数増加をはかれ。これに対しても惣兵衛は、(1)他の鰯網は不漁を理由に中止してしまったけど、私は苦況を切り抜け今日まで操漁を続けてきたものだ。(2)下松浦の漁業從事者のうち、多人数の漁人を雇用し浦の為になつていている。(3)自分の下松町年寄役就任は八年も以前の事で彼等の批判は当らない。と反論し、殊に

春申之渡世不相成者共雇候て地軒銀船役浮役銀私る年々御公納仕

として公儀・浦に対して貢献していると強調した。そして、一方では彼等地下商人が漁人達に網の入目銀、飯米などを融資し、それをかさに漁人達より連判を探り、惣兵衛に批難を向けてきたこと、しかも、彼等の要求が容れられない時には逃散一揆をも喰わせるなどに到つては言語道断である。として彼等の要求を容れないよう町奉行へ進言した。しかし、惣兵衛の進言も空しく、翌寛文十年（一七〇）二月当職の下松お茶屋出張の節、両者を招いて対決させ、申分を聞いたうえで、地下商人達の願書を認め、今後は両者二網で半分宛網代を使うよう、通知した。

その後、両者間に如何なる経緯があつたものか不明であるが、延宝六年（一六七八）十一月付文書<sup>②</sup>によると、下松浦漁

人中百七拾五人、惣代石田善左衛門、角田治右衛門の名前で小嶋家を「下松浦漁人頭取」とする申合せが行われた。その趣意書によると、

- (1) 小嶋家は私共漁人を網子として雇用し、飢饉の年には度たび懇情を受け感謝このうえない
- (2) この度藩府よりの布達もあり、今後私共は小嶋家に無断で鰯網を仕立てることはしない
- (3) 鰯網に限らず、小嶋家が今後何網を仕立てられようとも、網子の面で迷惑はかけない
- (4) 欅浦・脇島よりいかなる好条件で雇用を申込まれても、小嶋家の了解なしには参加しない
- (5) 当浦漁人中の申合せにより、小嶋家を「当浦漁人頭取」とする。今後当浦の存続する限り子々孫々にまでこれを申し伝える。

これを受けた小嶋家二代目助之丞は、下松浦漁人共が小嶋家の将来を考慮して決定してくれたものである。よろしく配慮願いたい、と浦役人へ差出した。浦役人は、小嶋家は下松浦において(1)鰯網を仕立て(2)飢饉の年には貧窮漁人へ飯米・錢を施してこれを助け(3)しかも、徳山領内最初の開拓を行つた。等々当浦および藩にとって有益である。今後当浦より鰯網仕立を希望するなど我儘者が訴出ても、何卒許可をしないよう願いたい。と添書して藩府へ差出した。これを受けた藩府では、当職桂民部が

前書之趣……尤ニ被思召、至後年ニ我儘者出来候節は其罪可申付候也

として、下松浦漁人の小嶋家へ対する申し合を認めた。寛文十年以来下松浦に二帳認められてきた鰯打張網は、小嶋家のいかななる働きかけによるものか、下松浦漁人、浦役人をはじめ町奉行、当職桂民部までをも動かし、最終的には小嶋家鰯網のみを認めさせ、今後他の者への打張網の仕立てを許可しないことを確約させた。既述した小嶋家による「鰯網為立願」のえびす堂建立許可願を上申したのはこの年である。

翌延宝七年（六七九）春、徳山領富海浦漁人がくり網を鰯網に縫直し、徳山領内大津島・馬島付近において鰯操漁を行つた。知らせを受けた助之丞は早速富海浦漁人の行状を町奉行へ訴出、鰯漁差止めを願出た。町奉行は当職桂民部の意を受けて

承応二年八月十八日付先判并町奉行判形永不可有相違

としてこれを差止め、無許可で打張網を模造することを改めて領内各浦々へ禁じた。

かくして、徳山領内における鰯漁は、打張網による小嶋家の実質的な独占権が確立した。  
ところで、天和三年（六八三）萩藩領熊毛宰判の代官長沼九郎右衛門より、室積浦・下松浦間の鰯網代を互に入相とするよう申出があつた<sup>④</sup>。下松浦漁場が地先の深浦島をはじめ大島、糸島、馬島など大小の島々を擁した諸魚の宝庫であり、かつ鰯の好漁場であったのに對し、室積浦沖合には島嶼も少なく、好漁場とは決して云えない海域であった。そこで、室積浦が代官所に入相を願出たものである。惣兵衛・助之丞らの努力により徳山領内における鰯漁の独占権をやつと掌握した矢先の申し入れであつた。これを甘受しては今までの努力が水泡に帰するとして妨戦につとめた。即ち①徳山領内においては諸漁入相であるが鰯漁のみは入相とはならない。②領内には當時三種類の鰯網が使用された。押網・敷網・打張網である。このうち、押網は十人足らずの漁人が夜間密かに出漁して操漁するもので、密漁の類であつてこれは入相漁の先例とはならない。他の二網は他領での操漁の事実はない。③打張網仕立て以来三十五年間、領内は勿論他領漁人にさえも鰯漁の入相をさせた例はない。と以上の例を挙げて室積浦との入相を拒否する口上書を差出した。

同じく天和三年には、藩府は助之丞の鰯見固屋の建設について「大島其外とも場所可為勝手」として、領内いづれに建設することも自由である、と許可を与えた。小嶋家鰯漁が藩より優遇されていたことがわかる。

注①和歌山県有田郡湯浅を聞き違えて岩佐と誤記されたものであろう。

②延宝七年一月「申上事」

③承応二年八月「鰯敷網目録懸御目申候事」

④寛文九年十二月「御尋ニ付て申上事」に、及網九帳一四

⑤二月一二五〇人。はり子網一〇月～二月一五〇人

。がぜ網引立廻八人。はまち、いさり舟一五〇人。

商船七〇人。廻船五〇人。私鰯網四五〇人

⑥下松浦茶屋について、明暦二年九月十一日文書に「下松

ニ有之申候御茶屋之儀旁へ可遣之旨候条其方家取繕候て

⑦年号欠「小嶋家柄ニ御晝度々被仰付候分記置キ申候覧」

には、「……田地塩浜、先祖ニ開作築立御免之御奉書分失致尤徳山領内ニテ開作築立の始り是也……」とある。小嶋家文書、また「増補周防記」には、「小嶋惣右衛門開作草保已前 東豊井村、」とある。

⑧天和三年八月「口上覚」

⑨天和三年九月「覚」

### 三 深浦打張網の開設と請網代

小嶋家の鰯漁独占に対する並々ならぬ執念および徳山藩府の確約にもかかわらず、独占は意外なところから破綻した。下松浦の前海に横わる深浦島（笠戸島）は本藩萩領に属した。この島には大別すると深浦・笠戸の二浦があり、笠戸浦には萩の御番所が設けられていた。この両浦は藩政初期より下松浦を本浦とする枝浦で、下松浦が徳山領となつた後も本浦・枝浦の関係は依然として存続した。従つてこれらの浦は、海上石、『釣役銀』を貢納せず、本浦である下松浦がこれを納めた。その反面深浦島沿岸の網代は下松浦の所有とされた。

ところが、貞享二年（六八五）深浦の守田伝右衛門が打張網を仕立てたことから、下松浦と深浦との間に対立が生じ

た。徳山藩首脳の権限も他藩の浦にまで及ばなかったからである。小嶋家では、本浦・枝浦の先例により深浦島沿岸は下松浦の漁場に相違なく、まだ、鰯の打張網については何處の浦でも網代作法があり勝手には操漁できないものだ、として強く反対の意志を表明した。両浦間の対立は次第にエスカレートし、遂に下松浦漁船二艘が深浦へ連行され、紛争解決まで留置される事態を生じている。

貞享四年夏、両藩役人による会談が行われた。その結果、

当暮より深浦島之廻り相島之廻り鰯打張網代入相ニ仕候へ

と定められた。徳山領内において打張網による鰯漁の独占権を得ていた下松浦小嶋家も、前海の深浦島において打張網が許可され、しかも入相を余儀無くされ、ここに独占的操漁権は事実上崩壊した。ところが、深浦側の主張は代官様より入相ニ仕候へと被仰渡

とのみ下達された。それ故、深浦島・相島（大島）は勿論其外大津島・馬島など下松浦の鰯漁場はすべて入相網代として鰯漁を行う、と下松浦に通告した。小嶋家としては、深浦・相島近海網代は止むを得ないとしても、それ以外の徳山領海は下松浦網代で、深浦とは全く関係ない領域である。鰯網代は他国何れの浦でも特別に網代が規定されておる。新規に網を仕立てた深浦がこの慣例を無視し非常識である。と批難した。しかし、深浦側も強く自説を主張し解決の道もないことから、助之丞は徳山町奉行所へ訴出、善処を依頼した。その結果、大島、深浦島から魚が縁（宮ノ洲東部）までの間を両浦共有の網代場と定め、それを両浦が半分宛当番を定めて操漁することとした。<sup>(2)</sup>

ところで、深浦では鰯網代を獲得したもの、実際に打張網による鰯の操漁を行った期間は極く短期間であった。<sup>(3)</sup>

享保八年（一七三三）の史料によると

深浦打張網之儀、最初より五ヶ年相続仕候処あじろせまく不漁仕差やめ、其已後ハ室積より借り網仕鰯漁仕候

既述したように、打張網が大網であり、操漁に要する船、漁人が大規模になることから、深浦単独で準備することは不可能であった。網を仕立てたからとて直ちに完全に操漁できる代物ではなかった。網を仕立て、網代を獲得したことから漁・不漁にかかわらず不充分ながらも五年間操漁を行ない、その後は、打張網および網代を他浦漁人へ賃貸する『請網代』で浦の収入をはかった。即ち、元禄四年（一六九一）春から同十三年までの十ヶ年間を室積浦へ請網代させ、ついで、元禄十四年（一七〇一）春より来ル未年（正徳五）までの十五ヶ年を下松浦（小嶋家）へ請網代させた。その網代場代は一ヶ年当り銀二百十匁とし、毎年正月晦日までに深浦へ納めること、また、鰯の成魚前の鱗を深浦當番網代で獲つた場合は漁獲量の十分の一を運上として深浦へ上納することを条件とした。

十五年間契約で深浦網代を請けた小嶋家は、宝永五年（一七〇八）契約半ばにして突然契約の解除をせまられた。<sup>(4)</sup>深浦側の主張は、(イ)請網代の契約を解除する。(ロ)以後下松浦當番の網代についても萩藩御代官の吟味が行なわれる、と云うものであった。任期半ばの契約破棄、そのうえ下松浦網代を本藩役人の干渉下に置くとなれば、今後鰯網代のみならず諸漁網代にも波及する可能性も生じる。小嶋家ではこれは個人で判断すべき問題ではないとして、藩府へ善処方を依頼した。この結果については不明であるが、深浦網當番の網代においては萩藩庫へ運上貢納が義務づけられている。この運上貢納は即ち深浦網當番網代の萩藩公認を意味するものであった。両浦共同網代をめぐり、新参の萩藩領浦が藩の公認を受け、旧来から操漁を行っていた徳山藩領浦が非公認のままでいることの危険性を危懼したものか、小嶋家では早速鰯網代場料上納を願出、享保八年その許可を受けている。<sup>(5)</sup>その額は毎歳銀一枚とされた。藩は從来の海上石にプラスすることで、最低限度額「銀一枚」の上納を命じたものであろう。

ところで、深浦當番網代の諸網代については、その後再び契約どり履行されることとなり、正徳五年（一七一五）にはその任期を終えている。なお、この間の元禄十三年（一七〇〇）には、鰯漁があまりにも不漁続きであることから小嶋

助之丞は鰯漁に見切をつけ、鰯網を仕立てて九州鰯漁場への出漁を開始し、鰯網漁は同姓の小嶋惣兵衛・同勘七親子の手へと移動した。<sup>(3)</sup>

小嶋家の請網代の任期が切れると、享保元年（一七一六）より十年間深浦請網代は小嶋家の手を離れて室積浦松村二郎左衛門が契約した。<sup>(4)</sup> この結果、狭い網代をめぐり二帳の打張網が競合し、相變らずの不漁が続いた。そこで、小嶋家側は大島半島より西海域の船島、馬島、大津島等沿岸を主漁場として操漁を行うこととなつた。

松村家の任期終了後は再び小嶋家の請網代となつた。今回の契約は過去の反省に基いて、(1)期間は已年冬より翌午年二月までの一冬のみ、(2)賃貸料も從来より安価となり銀百七十五匁とされ、十一月十五日までに納める、(3)この請網代で鰯漁操漁の際は笠戸番所え届出、役人の検分を受け、漁獲量の十分一を納める、(4)鰯漁の際、えびす魚、料理魚、網衆の菜魚は從来どうり、(5)今回の新規要求として、鰯漁の際深浦および西市の漁船を一艘宛参加させる。その費用は小嶋家で負担すること。この新規の要求は、多分に小嶋家側鰯漁の監視役的性格を持つたと推測される。このほか、前回の請網代の際、任期半ばで解約をせまられたことによるものか、小嶋家の要求として深浦西市より「万事証人」を差し出すことを申出、受け入れられた。

深浦島の鰯漁に限定してみると、明治十九年「網代取調書」によると、深浦島には鰯をはじめ鰯・鯖漁の網代を有し、その網代の使用料は笠戸島各戸に配布する規定であった。ところが、明治十五年「水産慣例原稿」によると、笠戸島の採漁は鯛・鰯・鰯・タコ・スズキ等八種類が書上げられているが鰯は記載されておらず、鰯の採漁が行なわれていない。これにより、深浦島では貞享四年の鰯網代獲得以来、初期の操漁期を除けば請網代の貸料収入のみでほぼ満足していたもので、自ら打張網を使って鰯漁を行なうことは一時期（後段参照）を除き無かつたと考えられる。

一方、鰯漁以外の小網についてみると、深浦島沿岸は下松浦の枝浦と確定していたことから、下松浦の好漁場とし

てにぎわつた。また深浦漁人は枝浦として下松浦の漁場である大島・船島・野島へも出漁し、入相漁を続けてきた。ところが、宝暦十一年（一七六一）四月下松浦漁人の鰯網が深浦島本浦沿岸で操漁中、深浦島御番所役人の意向を受けた番所家来百姓友七・八十郎・幸治郎の三人が突然下松浦の舟に乗り移り、網を引寄せ、磯辺の掛網を切離し、操漁妨害を行つた。そのうえ、漁業関連の仕事で深浦島に上陸している下松浦の山番・浦番達を含めて、今後鰯網に限らず徳山領漁船は深浦島沿岸での操漁および魚見のための島上りは禁止する、と伝えた。從来、深浦島は下松浦漁人にとつて自分の庭のような存在であった。過去の浦慣例によつても、本浦・枝浦の関係からしても下松浦の漁場であった。鰯漁は例外としても鰯漁その他の漁の網代は、深浦島周辺部を除けばわざかに大島東岸部および下松浦前網代を残すのみとなり、船島・馬島など沿岸は福川・柳ヶ浜浦の勢力範囲であり、下松浦を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあつた。下松浦の盛時には十帳余りもあつた鰯漁が、不漁ゆえ現在では二、三帳に減り、そのうえ今回の通告を受けて浦の火は消えるばかりであつた。直ちに下松浦漁民の総意による徳山藩府への嘆願書が差出された。そもそも、本藩秋領深浦島漁人がかくも高圧迫な通告を出した裏には、正徳五年（一七一五）に始まる本藩・支藩間の境界紛争である「万役山事件」による徳山藩の改易があつた。この改易事件を契機として本藩は支藩の生殺与奪権を掌した。本藩は支藩より優位に有るとする考え方が漁人間の意識にも侵透したと考えられる。そのため、支藩側としては当然当方の権利であるものも遠慮したことがあつたであろう。しかし、今回の通告は下松浦にとって死活問題であつた。そこで、半世紀に及ぶねばり強い交渉が続けられ、文化五年（一七一〇）には萩藩大庄屋城市左衛門、末武下庄村屋田中十郎右衛門と東豊井村下瀬吉左衛門、下松町年寄藤田孫左衛門、石田清右衛門の間で協定が取り交された。これによると、鰯網については深浦の埠ノ浦網代での操漁のみ深浦・西市の鰯網に優先権があり、まず一番網を入れる。その他の網代では從来どおり萩・徳山藩漁人の区別なく、互にくじ引で一番網を定め、入相操漁を行なう、と定めた。

なお、鯨網についても両浦間に紛争が生じていたらしく、同協定によると、(1)徳山領鯨漁は大島山廻り魚力縁を、深浦・西市鯨漁は笠戸深浦島廻りおよび古島での操漁は打張網・敷網共に自由とする。(2)打張網・敷網の網代へ諸漁が入込み、操漁することは從来どうり禁止する、と定められた。

注①仮題「近浦海上漁業慣行」に、「笠戸浦……下松浦海上

石之内ヲ以深浦致配当候ニ付下松之枝浦ニ御座候」

勘七) 久近年御願申上候磯鯨網代并御運上之儀願之通此度被仰付、毎歲銀壱枚宛御運上可差上旨也、以上」

②享保八年「覚」

③貞享四年一月「申上事」

④元禄十四年一月「手形」

⑤宝永五年五月仮題「深浦西市ヨリ請網代差返願ニ付嘆願書」

⑥享保八年十一月「申渡覚」に、「両人(小嶋惣四郎・同

⑦享保十年十一月「書替手形」  
⑧⑨山口県文書館蔵  
⑩宝曆十一年四月「乍恐口上書ヲ以御願申上候事」  
⑪文化五年九月「鯨網近年懸リ合ニ相成居候處此度取扱内済申談覺書」

#### 四 下松浦と弁財天社

小嶋惣兵衛が元和六年、漁獵繁榮のため下松浦東洲崎の地に弁財天社を建立し、ついで助之丞が延宝六年、父惣兵衛の意を受けて鯨漁立願のため弁財天社の近所に五尺四方のゑびす堂を建立したことは既述した。弁財天(弁天様)は本来財宝利得をもたらす女神であり、また水の神として水辺に祭祀されることが多かつた。経済人である小嶋惣兵衛が、海上・漁業・商業の守護神ゑびす社ではなく弁財天社を建立したことはそれなりに理由が有つたと考えられる。この弁財天社は年月を経て老旧化し、助之丞が一度修築した後、元禄元年(二六八)には白蟻により倒壊した。当

時下松浦は近年になく不漁が続いていることから、漁人達の発願により元禄二年には再建された。これ以後、東洲崎の弁財天社は下松浦の守護神的性格を帯びたようである。東洲崎の地は「防長地下上申絵図」によると下松浦東方の郊外にあたり、東豊井村に近く人里離れて所在した。そのことから、非人・乞食がこの弁財天社境内に住み付き、溜り場となつて風紀上および火氣の不要心を指摘され、小嶋家へ対し外囲を組むなどの改善命令が出されたこともあつた。しかし、概して漁人達は不漁が打続く際には信心厚く参詣した。

享保十二年(二七七)のこと、當時下松浦は特別に不漁が続き、浦は極端に疲弊した。

下松浦別て不漁數年打続、末々之浦人朝夕之煙たてかね申ニ付……

そこで、「当浦不漁ニ付せつなき時乃御神たのミ」として、七月十七日下松東市の釣船惣中間の者共が一同打揃つて参詣し、弁財天社の御加護を祈り、そのまま通夜に入つた際のこと。そこで弁財天社堂のあまりの荒廃ぶりが漁人達の目に止まつた。そこで、漁人達の口から「弁財天堂の荒廃は我々の信心の欠除を示すものだ」として堂修復の話題が持ち上がつた。そして、その修復費は今後彼等の出漁の度毎に御初尾銀を差出し、溜置いてその基金に充當することを一同申し合せた。この取り決めは直ちに下松浦中に広がり、大網・小網の村君、なわ船、いざり舟漁人達はそれぞれ打寄りて相談し、大漁・不漁にかかわらず御初尾銀を差出すことを決めた。これら下松浦漁人達の相次ぐ決定を聞き、下松町の商人・職人達も富者・貧者を問わず堂修復費の出銀を決定した。

初尾銀の出銀基準は

。東市釣舟惣中間——鰯一箱(四四入)ニ付銀三分宛、生魚で売立の時は銀百目ニ付五分宛、船頭方でまとめて支

配方頭人へ差出す

。鯨網、鰯網、操網、漕網、釣船等——銀百目ニ付五分宛村君方へ預ケ置、まとめて支配配方頭人へ差出す

。諸廻船、いさば大小船々主——適宜その、志<sup>シ</sup>により初尾銀を支配方頭人へ差出す。町村の諸職人、諸商人、作人等——その、志<sup>シ</sup>により初尾銀を支配方頭人へ差出す。

それぞれ同職の者達は一堂に会し、同道して弁財天社へ参詣し、社前において彼等の決意を披露し、浦の繁榮を祈念した。また、從来毎月七日を縁日と定めていたが、今後は年一回の祭日を設けることも決定した。

幸いにして翌享保十三年の夏には少々漁獲があり、初尾銀も若干まとまつたものとなつた。同社本寺の泉所寺の援助もあって堂の葺替を施行すること。および葺替を機会に今後毎年六月十七日を弁財天社の大祭日と定め、町中総出で社に参詣し当浦繁榮を祈願すること。これを総町中で申し合せ、その許可を藩府へ請願した。<sup>(①)</sup>

注①元禄二年九月「御断申上候事」

②仮題「弁財天社不要心事」

③享保十二年十月「奉納願状之事」  
④享保十四年五月「乍恐御理申上候口上覚」

## 五 馬島および給島の鰯網代をめぐる争論

馬島は現在では大津島と完全に陸続きであるが、既に元文五年の「地下上申絵図」中にそれを見ることができる。当時馬島の漁場は徳山藩領福川浦に帰属していた。即ち慶長十二年から同十五年にかけて実施された三井藏田検地帳によると、福川浦の項には次のように定められている。

米三石 福川近辺大津四郎谷黒神廻嶋もつれの漁場役

このケ条は福川浦漁場の範囲を示していた。これ以後、この海域での操漁権は基本的には福川浦の管轄区域にあつた。一方、鰯網に関しては下松浦鰯網村君小嶋家に鰯漁専用網である打張網の独占が認められていた。しかし、鰯漁のものについての禁漁は必ずしも明確化したものではなかつた。<sup>(⑤)</sup>

元禄三年（一六九〇）頃十二月、馬島沿岸に「付鰯」が発見され、下松浦（小嶋家）では例年の如く見張りの番船を設けようとしたところ、福川浦からも番船を派遣して妨害をしたことから、両浦間は馬島網代をめぐり対立した。<sup>(⑥)</sup>

小嶋助之丞は福川町年寄・目代など町役人に對し、福川浦漁人の横暴を訴え、取締りを願出たところ、奉行所からは意外にも「今度た。そこで、町奉行長浜弥太夫宛に福川浦漁人の横暴を訴え、取締りを願出たところ、奉行所からは意外にも「今度の福川浦漁師の鰯漁については後年の例にしないことを条件に認めたい」と回答があつた。

ところが、福川漁人の鰯漁は経験不足を露呈した。鰯網は既製の網を縫い直してぐり網二帳を作成し、それを使って操漁を行つたが全く漁獲は得られなかつた。困惑した福川浦では助之丞に対し秘密に接觸し、漁獲の三分二を与えることを条件として打張網での操漁を依頼してきた。しかし、助之丞はこれを受付けず、一方福川浦漁人は操漁することも叶わず、いたずらに日数が経過して付鰯は下り魚となって移動を開始し四散した。

その翌年、下松浦小嶋助之丞と福川浦との間に取交された馬島鰯網代をめぐる掛合は、明確化していない鰯禁漁の不備を突き、小嶋家への不信を露呈したものであつた。その要旨を記すと次のようである。

福川「馬島網代は福川海上石の管轄区域に含まれるものだ。これを打張網々代即ち下松浦網代とは如何」

小嶋「深海に溜る『付鰯』は元來普通の網では獲れなかつたものだ。これを父惣兵衛が打張網を移入し、漁獲を可能にしたもので、以来『付鰯』の網代は小嶋家に与えられた」

福川「福川浦は馬島鰯代に毎年番船を置き、くり網にて操漁している。今年だけ何故抗議するのか」

小嶋「先年以来福川浦が番船を送った事実はない」  
福川「下松浦は以前深浦島沿岸を鰯網代としていた。ところが、先年深浦との抗争によりその網代を失つたことから急拠馬島方面へ進出し始めたのだ。馬島は福川網代である」

小嶋「以前より富海・室積浦漁師へもくり網での鰯漁は禁止している」

福川「くり網でも少しは鰯が獲れる。それを禁漁にするとはけしからぬ」

小嶋「当方も鰯を獲るなとは云つていらない。瀬深き付鰯の操漁は打張網で行なう慣例である。くり網はすずき、このしろなど専用の小網である。往古より大網代を小網が妨害しないことは漁場の慣例である」

福川「福川浦は下松浦作法の配下にない。当方の自由である」

小嶋「されば、四十年前打張網仕立ての節、向後諸浦ニ（打張網を）取立申間敷段申切られ候也」と一札入つて

いる。それ以来下松浦は自由に鰯を獲ってきた。領内一番の大網である打張網を妨害するから抗議するのだ。防長両国においては、諸漁は人相の慣例であるが鰯網代のみ人相ではない。くり網についても從来の網法に従うものであればよいが、去年より急に始めた漁法は新法である。馬島では諸漁網代は福川浦、鰯網代は下松浦に属す。そもそも網代と網の関係は、村方で例えれば網代＝田地、網＝くわ・かま、である。その田地を見てくわ・かまを選ぶものである。網代と網は関連あるものだ」

と述べ、福川浦漁人の馬島での鰯操漁をいましめた。この小嶋助之丞の主張に対し奉行所では

右當度付決小嶋助之丞申立之通り以後可相定候

と全面的にこれを認めた。

その後、文政十年（一八二七）十二月馬島付近の鰯付魚について、馬島漁人達は「今後我々が操漁を行なう」と通告してきた。<sup>⑥</sup> 小嶋惣右衛門は鰯漁について從来からの慣例を説明し、操漁を思い止まるよう説得に当ったが、馬島漁人達はなおかつ操漁を行なうと主張した。そこで、惣右衛門は止むを得ず馬島漁人の横暴ぶりを奉行所へ訴えた。即ち、小嶋家は從来大漁・不漁に限らず運上銀を上納して、鰯の操漁権を得ていることを述べ、横暴を差止めることを依頼し

ている。

一方給島は大島の先端、徳山湾の出入口に位置し、その沿岸は好漁場として賑つた。また、この近海は鰯の群集する海域でもあつたことからその面でも重要視されていた。従つて、小嶋家では給島周辺には毎年のように番船を出した。もつとも、諸浦漁船の出漁により漁船が交錯し、中には小嶋家が番船を出して付鰯を監視していくも、それを荒らす不届漁人が見られた。

ところで、この好漁場を近海にもつ給島漁人にとって、たとえ往古よりの慣例とはいえ自分達の前網代ともいべき場所に群集する鰯をみながら、これを操漁することのできない不合理性に気付き始めた。そして、漁獲の何割かは下松浦漁人から分与される権利が有ると主張し始めた。最初の要求は、寛政五年（一七九三）給島ニ着鰯を発見し小嶋家が番船を派遣したところ、給島漁人達が

取魚十歩一当嶋ニ呉不申候時は漁事不為致

即ち漁獲量の十分の一を給島へくれなければ漁をさせないと主張した。それに対して小嶋惣右衛門は自分の網代において漁を行なうのだから十分一は出せない。但し漁人のおかげとして「菜の魚」を与えると答へ、漁獲量の約一割に近い四百四の鰯を給島へ遣わした。ところが給島ではこれを不服としてそつくり返却してきた。當時四百本の鰯は安価に売却したとしても銀六百目余に相当する価値があった。給島の要求を却下しながらもそれに近い数字の鰯を遣わしたにもかかわらず、受取りを拒否した給島側の態度を惣右衛門ははかりかねている。折しも、同年三月には大島近海で鰯漁操漁中の下松浦西網・東網を約三百人余りの萩藩領榆ヶ浜浦漁人が襲撃し、下松浦側に多大の損害を与え、両浦間は不穏な状態にあった。<sup>⑦</sup> 小嶋家としてはこのうえ給島との関係の悪化は何としても避けたい意向が有つたようである。そこで徳山領栗屋村庄屋、同大島村庄屋に仲介を依頼し、給島庄屋橋本藤四郎と和談に及んだ。しか

し、給島側は今後は給島に付鰯があつても通知しないし協力もしない、と強硬な態度に終始した。

その後、文化五年（一六〇八）二月の給島付鰯の出漁に際し、代官所より次の三点が命ぜられた。即ち (1) 鰯の漁獲量のうち十分<sup>(1)</sup>に相当する「菜の魚」を給島へ遣すこと (2) 以前給島へ遣わすと称した鰯四百本は、漁獲量をみておいおい給島へ遣すこと (3) 鰯操漁の際、給島より立会人一人を漁船に乗せること。その結果、給島との関係は一応和議が成立した。<sup>(2)</sup>ところが、天保七年の給島付鰯の際、新たに鰯漁獲量の三分一を給島へ分与せよと増額要求してきた。惣右衛門はそれに対し、文化五年の代官御沙汰もあり要求には応じられないと断つたところ、給島側は、(1) 鰯四百本の権利を放棄する、(2) 給島付鰯の番船役は給島側で引受ける等好条件を提案したことから、惣右衛門は四分一まで譲歩したもの、最終的には漁獲量の三割の分与を約策することとなつた。<sup>(3)</sup>

- 注① 「防長地下上申」付図 山口県文書館蔵
- ② 「防州都濃郡福川村（打渡坪付帳）」 山口県文書館蔵
- ③ 延宝七年一月「申上事」
- ④ （元禄三年）十二月「口上覚」
- ⑤ （元禄四年）「覚」
- ⑥ 文政十年十二月「御願申上候事」
- ⑦ 宝永六年二月「御理申上候事」
- ⑧ 寛政五年十二月「給島鰯網掛り合—口上覚」
- ⑨ 「大嶋海上鰯網場所（櫛ヶ浜漁人共及狼藉候其掛り合一事」 山口県文書館蔵
- ⑩ 文化五年二月「給島鰯網掛り合—覚」
- ⑪ 天保七年一月「給島鰯網掛り合—鰯漁事ニ付給島と内談事」

## 六 萩藩領櫛ヶ浜漁人による鰯・鰯網代襲撃

櫛ヶ浜浦は萩藩領に属した。その位置は大島（半島）の基部、城下町徳山に接し、丁度三方を徳山領に囲まれた状

態にあつた。そのため、見方によれば本藩萩の目付的立場にあつた。領域的には常に精神的に圧迫された状態にあつたため、その反動から行動面では本藩意識を背景にして強圧的・戦斗的でさえあつた。そのため徳山領民には恐れられた存在であった。天明四年（一七八四）大島居守で起きた下松浦鰯網代襲撃事件、寛政五年（一七九三）大島海上で起きた下松浦鰯網暴行事件は共に櫛ヶ浜漁人による暴行事件であった。彼等の暴行に対し、徳山藩側はねばり強く説得し、或は徳山藩あげて櫛ヶ浜に対し経済封鎖政策を行なうなど種々対策を構じた。目には目を<sup>(4)</sup>の直截的な報復により第二の万若山事件が起こることを恐れたからである。

なお、この両浦争論の経緯については、山口県地方史研究40号拙稿「本藩支藩間の漁場争論」に詳述している。本文稿では省略させていただく。

## 七 深浦鰯網への下松浦漁民雇用および下松浦ねり網の発生

百年以上も統けられた小島家鰯漁は、打続く不漁のため宝曆年頃には一時操漁を中止し、鰯網代を返上していた。ところが、明和九年（一七八二）小島惣右衛門より再び操漁許可を願出したため、藩では運上銀三拾目を課してこれを許可している。<sup>(5)</sup>ちなみに、「防長地下上申」によると寛延二年（一七九九）西豊井村（下松浦）所有の鰯網数は次のとおりであつた。

打張網一冬網三帳、ねり網一冬三帳、敷網・かぜ網一春網八帳 合計十四帳

操漁の有無は別として、当時下松浦にのみ十四帳の鰯網があり、領内他浦では鰯網の所有が認められなかつた。そのための事情を、「御内々御歎申上候事」（文政七年）によると、

下松浦…浦中諸人為渡世外之敷網壹壹惣兵術納得之上にて仕出為致申候得共打張網之儀は御証拠物通り私家柄而已ニ御座候

として、打張網以外の鰯網は下松浦漁人の生活のため、小嶋家が納得すれば藩は漁人の仕立てを許可した。

ところで、下松浦鰯漁の不振が続々、休漁を余儀なくされるなど鰯漁の斜陽傾向に対し、深浦島は逆に積極的に打張網の出漁に乗り出した。そのため、経験豊かな下松漁人の雇用を試みようとした。<sup>(2)</sup>

文化五年（一八〇六）には下松浦幸右衛門が深浦鰯網に従事した。これは、延宝六年「口上書」の「小嶋家に無断で他浦には雇用されない」の違反行為であった。小嶋家にとって重大な背信行為であった。小嶋家では直ちに奉行所へ訴出た。訴状を受けて奉行所では調査のうえ幸右衛門を差返している。

同十二年（一八一五）には、当浦金次郎が世話人となつて下松浦鰯漁人多数を深浦鰯漁へ雇用させる準備をしていると聞き、小嶋家ではこれを中止させるべく奉行所へ訴出た。ところが役人の調査によると、深浦領分の鰯群は銀二十貫目を越す大群である。下松浦漁人が雇用されて出漁すればそのうち半分は下松浦の収入となると、そこで奉行所は大銀の漁だからこの度は例外として認めるよう小嶋家へ命じた。小嶋家としては止むを得ずその命令に従つたものの、この時の深浦鰯漁は失敗におわり、漁獲量は皆無であったという。これ以後、深浦では二度と自ら鰯網を仕立てることなく、付鰯の際には従前どおり下松浦へ操漁を依頼している。

文政三年（一八一〇）小嶋惣右衛門は同浦網元油屋常吉と鰯敷網の共同操漁を行つた。この時にはトラブルはなかつた。その後文政七年油屋常吉は深浦網元と新規に打張網を仕立て、共同操漁を行なう準備を始めた。そこで小嶋惣右衛門はこれを差止めるべく常吉の説得にあたるが、常吉は深浦島の打張網であるから遠慮する必要はない、と応じない。そこで惣右衛門は新規打張網仕立の禁止を奉行所へ訴出た。<sup>(3)</sup> この結果、奉行所が如何なる処置をしたかは不明である。しかし、下松浦鰯漁に関して少なくともかつての小嶋家に比べ、その発言力の低化が目立つてきている。

鰯網中、ねり網は、他の敷網・打張網と違ひ小規模經營のいわゆる小網に属していた。わずか二艘（六人乗り）

の船が一組となつて鰯・鰯・せいごなどを漁するもので、その網法は

磯辺又ハ海中之瀬ニ網を張、竹竿弐本ニ而擲立、諸魚を網に追込取候事。<sup>(4)</sup>

と記されている。「防長地下上申」によると、当時下松浦のねり網は三帳所有していた。ところが安政期にはこのねり網の数が増し、打張・敷網に大打撃を与えていた。それは、ねり網が付魚を見付け竹竿で擲立てるので四散してしまい、付鰯の発見が難しくなったことにある。打張・敷網は多くの漁人を雇用する大規模漁法であるから、ねり網による影響は予想外に大きかった。下松浦ねり網の被害は既に本藩領でも問題となり、室積、深浦では下松浦ねり網の本藩領海での操漁を禁止する旨告示していた。小嶋家としては付鰯漁のシーズンである十一月より翌年二月までの期間中のみ、ねり網の操漁差止めを安政四年（一八一七）奉行所へ願出た。付鰯となつて棲息している鰯をねり網の竹竿での擲立てが不漁の原因となつていていたとの理由であった。しかし、奉行所の回答はこれを拒否するものであつた。<sup>(5)</sup>

その後、慶応三年（一八六七）ねり網の繁榮ぶりに対し、大網の不漁ぶりに堪りかねた小嶋家が、再度ねり網の差止めを奉行所へ訴出た。その結果、下松浦のねり網は全面的操漁禁止を命ぜられた。そこで治まらないねり網漁人達は大挙して奉行所へ参り、小嶋家の付鰯漁にかかる十一月より二月迄の四ヶ月間はねり網操漁を自粛することを条件に、三月より十月迄の八ヶ月間の操漁の許可を求めて嘆願した。しかし、奉行所としては一度下した禁令を撤回することはできず、ねり網漁人の嘆願を却下した。そこで、彼等は矛先を小嶋家へ向け、妥協案である三月から十月までのねり網操漁を認めるることを奉行所へ説得してくれるよう依頼した。これを受けた小嶋家としても奉行所への応待の困難さは充分承知しており、しかも小嶋家へ対する好意的な禁令でもあったことから敢て火中の栗を拾うことを断つている。しかし、ねり網漁人にとっては死活問題であったことから、小嶋家への嘆願は連日におよんだ。そして、彼

等から操漁期間である三月から十月までの期間を厳守するとの証文を受けるにおよび、小嶋家も重い腰を上げざるを得なかつた。古来より下松浦漁人頭取として、浦年寄として、浦全体の利益を考慮する立場にある小嶋家として、あるいは当然の行為であつたろう。かくして、小嶋家より奉行所宛にねり網再開の嘆願書が上申された。<sup>④</sup>

注①明和九年十一月「覚」

②（文政七年）二月「御内々御歎申上候事」

④安政四年十一月「乍恐御願申上候事」

⑤（明治二年）十一月「乍恐口上書を以欲申上候事」

③「福川浦諸漁仕法并網名目覚」徳山毛利家文書

### おわりに

既に記述したように、近世下松浦鰯漁の変遷は即ち下松浦鰯網元小嶋家の鰯網の変遷でもあつた。藩政期の徳山藩領内の鰯漁が若干の出入はあつたにせよ、まがりなりにも小嶋家の独占体制が維持されたそのゆえんは、初代小嶋惣兵衛の経済的・政治的な実力に負う所が大であった。惣兵衛は徳山藩御用商人の請負のほか、明暦二年（六三）には下松に所在した藩の公館・宿所であるお茶屋を払受け、また、その子助之丞時代の正徳五年（七二）領内の百姓町人の苗字称え禁止の場合も特別に扱われて小嶋と名乗ることを許されるなど、藩の首脳部である当職役とは密接な関係を保持していた。その一方では、弁財天社、えびす堂の建立など下松浦の精神的支柱の建立をはかり、また、「下松浦漁人頭取」として絶対的存在にまつり挙げられるなど、その行動力は高く評価される。

明治十五年「水産慣例原稿」には、当時の県内各浦毎の魚の種類と操漁方法が記されている。鰯漁についてはほぼ県下全域にわたって見られる。鰯網の種類では、投網・くり網が最も一般的で全体の八割程度を占めている。それ以外には敷網・打張網・立網が見られる。そのうち、打張網（追込網）を使用していた浦は藤生・伊保南村・長島白井

田・室積・東西豊井（下松）の五浦のみ、同じく敷網の五浦を含めて十浦のうち九浦までが瀬戸内側東部地方で、日本海側は神田下村一浦のみである。これらの網が仕立てられた年代が記された浦は、伊保庄南村（慶長十一年）、長島白井田（元禄以前）、同四代（元和五）、室津（慶長年間）、室積（慶長年間）、下松（慶安三）の六浦で、藩政初期の比較的古式に属する網であつたと推定される。これら他浦の網の究明も今後の課題としたい。